

平成27年6月定例会議 特別委員長報告

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査のうち、総務分科会において行いました「除染の進捗に関する調査」の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

総務分科会では、平成26年8月の当委員会全体会での「本市における原子力災害に関する損害賠償請求等について」の調査報告以後、平成26年9月11日より新たな調査項目についての協議を行い、ふるさと除染実施計画に基づく本市除染の確実な進捗及び中間貯蔵施設への搬入やフォローアップ除染、再除染などの課題を調査し、提言を行うことを目的に「除染の進捗について」を調査事項と決定し、計16回の分科会を開催し調査を進めてまいりました。

以下、調査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

はじめに、調査の経過について申し上げます。

市当局からは、除染作業について、仮置き場等における放射性物質により汚染された土壌等の保管について、除染のリスクコミュニケーションについて、地域除染等対策委員会に関することについて、除染手法について、フォローアップ除染と再除染について、中間貯蔵施設について、汚染土壌等の中間貯蔵施設への輸送についてなど、本市の置かれている現状と課題等について詳細な説明を聴取いたしました。

また、参考人として、環境省福島環境再生事務所長 関谷毅史氏、中間貯蔵施設等整備事務所長 藤塚哲朗氏、市町村除染推進室長 松岡直之氏、福島県生活環境部環境回復推進監 鈴木一夫氏、中間貯蔵施設等対策室長 星一氏を招致し、福島市における面的除染と国、県が行う除染の状況について、フォローアップ除染と再除染に関する見解について、中間貯蔵施設に関することについて、特措法施行前の汚染土壌等の中間貯蔵施設への搬入について、汚染土壌等の中間貯蔵施設への輸送について、除染のリスクコミュニケーションについて、今後の除染費用の確保に関する見解についてなど、国、県からの説明及び意見を聴取するなど詳細な調査を実施いたしました。

以下、調査の結果について申し上げます。

フォローアップ除染、再除染に関しましては、環境省福島環境再生事務所の松岡参考人から、国では除染の効果は面的に維持されていると考えられることから、基本的に面的な除染は再度実施しないが、除染効果が維持されていない箇所が確認された場合においては、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、必要なフォローアップ除染の実施が可能であるとの説明がありました。

しかし、その合理性や実施可能性については、国がその判断基準を明確にしていないため、市町村は、除染後極端に線量の高いところが認められた場合においても、フォローアップ除染、再除染の実施が困難な状況となっております。

また、福島県の鈴木参考人からは、国直轄で除染を行っている地域の一部ではフォローアップ除染が開始されており、その結果を踏まえたフォローアップ除染の仕組みづくりを早期に明確にするよう国に求めているとの説明がありました。

さらに、除染により発生した土壌や廃棄物の中間貯蔵施設への搬入については、当初、平成27年1月か

ら開始するとされておりましたが、環境省福島環境再生事務所の藤塚参考人、福島県の星参考人からは、現在個々の地権者との交渉に入っているが、全体の地権者約 2,300 人のうち現在交渉可能な地権者が約 1,200 人であり、用地交渉には相当な日数がかかる見込みであることなどから、中間貯蔵施設の完成時期や本市汚染土壌等の中間貯蔵施設への搬入時期は明確にできない状況であるとの説明がありました。

これらフォローアップ除染と再除染及び中間貯蔵施設に関する課題の解決に向けて、総務分科会では地方自治法に基づく意見書を提出し、国に対し強く要望することを提案することと決しました。

次に、市当局に対しまして以下の4点について提言いたします。

1点目として、今後の除染作業の確実な実施についてであります。

本市において、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、一日も早く市民の不安を解消するため、県内他市町村に先駆けて平成23年10月から試行錯誤を重ねながら除染作業を進めてきたことは、非常に評価すべき取り組みであります。

また、市民には、除染作業に入る前の段階で除染実施同意書を提出いただき、除染業者や除染監理員が行う現地調査、除染前後のモニタリング、除染箇所や除染方法を記載した協議書作成の打ち合わせ等、本市の除染業務の推進に多大なる協力をいただいているところであります。

こうした行政、市民が一丸となった取り組みの結果、平成27年3月現在、本市の住宅除染の進捗状況としては、対象件数約95,000件に対して完了件数は約55,000件となっており、全体の約6割を完了しているところであります。

今後は比較的放射線量の低い地域での住宅除染となりますが、国では毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域のうち、除染が必要と判断されるところを除染実施区域としており、松岡参考人からも、除染の目的は人体に影響を及ぼさない線量率に低減させることであるため、他自治体では毎時0.23マイクロシーベルト未満の場合、除染を実施していないとの説明がありました。

しかし、本市では、平成24年5月21日に改訂された福島市ふるさと除染実施計画<第2版>において市内全域を除染対象地域とし、市当局が設定した除染優先地区から順に市内全戸で除染作業を実施しております。

こうしたことから、本市においては今後も、現在の空間線量率に関わらず、より線量を低減し市民の安全、安心を確保し、また市民の間で不公平感が生じないよう市内全戸において確実に住宅除染を実施すべきであります。

2点目として、除染作業の監理業務のさらなる強化についてであります。

震災から4年が経過し、現在の本市の除染手法については、監督者会議、除染監理員への伝達、業者全体会を毎月2回行うとともに、指示内容をまとめたマニュアルの配布、補足説明、質疑応答、現場での指示の徹底により均一化、統一化が図られてきております。

また、除染業者全体会議、除染監理員による工程会議で問題点等の情報共有や指導徹底を図るとともに、除染作業の事前、事中、事後にチェックリストで線量の確認もしているとの説明もありました。

現在、除染開始当初と比べて放射線量が低い地域での除染作業となっていることや除染の作業方法の変更等により作業量が減少し、作業時間も短縮されてきている状況において、協議書に記載された作業の確実な実施を確認する体制に不十分な部分があった場合、市民の不安や不信感に繋がるおそれがあることから、除染監理員のチェック体制が非常に重要であります。

よって、市、除染監理員、除染業者の連携をより密にし、除染監理員は除染業者と日程調整を図った上で、作業当日の実施内容を把握し、現場での除染業者や住民との意思疎通が十分になされ、除染作業が共通認識のもとで確実に実施されるよう監理業務のさらなる強化を検討すべきであります。

3点目として、汚染土壌等の保管期間延長に伴う対応についてであります。

本市では、本庁及び全支所管内に地域除染等対策委員会を設置し、仮置き場に関する情報提供と情報共有等を行い、平成27年3月現在、13カ所の仮置き場が設置されております。仮置き場の設置にあたっては、地域住民の多大な苦勞、心痛はもとより、景観を損なうなどの様々な問題が生じております。また、未設置の地区や容量が不足している地区においては、設置に向けた協議が続けられており、除去土壌等は敷地内に現場保管されたままであります。

市当局からは、一定期間現場保管をしている場合、シートの交換を含めた保管状況の確認等、順次メンテナンスを実施しており、現在仮置き場として準備または運用している箇所においては、放射性物質の漏えい等の事故はなく、安全に管理できているとの説明がありました。

しかし、国からは汚染土壌等の中間貯蔵施設への具体的な搬出時期が示されていないため、仮置き場や敷地内での保管期間も期限が不明なまま延長となっていることから、今後は保管期間の長期化も視野に入れて、定期的に保管状況や安全性の確認をするとともに、メンテナンスの継続、確認状況やモニタリングの結果等を公表していくことなどにより、汚染土壌の保管に対する市民の理解と協力を得られるよう努めるべきであります。さらに、国に対しては中間貯蔵施設への具体的な搬出時期を早期に示すよう、引き続き要望すべきであります。

4点目として、市民への説明責任としての除染のリスクコミュニケーションについてであります。

本市においては、これまで除染情報センターの設置や市政だより、放射線対策ニュース、ホームページなどで広報に努めるとともに、地区の除染を実施する際には、地区除染実施検討会議や全住民を対象とした地区説明会を開催するなど透明性を確保しながら除染作業を進めてまいりました。

しかし、市当局はふるさと除染実施計画での除染期間を9カ月前倒しし、平成27年12月完了を目標に住宅除染の加速化を表明し、平成27年度からはこれまで除染を実施する前に各地区で開催してきた住民説明会を取りやめ、その代替として対象者への住宅除染の案内の送付と個別相談会を開催することといたしました。このことにより直接共通の情報を受け取る機会がなくなり、多くの住民が除染に対する不安や不公平感を感じる事が懸念されます。

特に除染方法については、除染が開始された当初、屋根、壁等のブラッシングや高圧洗浄、拭き取り等の作業を行っておりましたが、現在では、雨等の自然的要因などにより外壁や屋根は汚染が確認されなくなっていることから、それらの作業を行う必要がないこと、高所測定機器の導入により足場を設置しなくても屋根や雨どいなどの線量確認が可能となることなど、以前より効率的な作業手法に変更されております。この作業手法の変更については、除染作業の簡略化ではないかとの誤解が生じる可能性もあります。

これらのことから、市当局は、除染の実施にあたっては十分に説明責任を果すべきであり、除染作業の内容についても、除染の完了目標を早めるために作業を簡略化したとの誤解が生じることのないよう、丁寧な説明を行い、住民との共通認識の上で作業を実施すべきであります。さらに、これから除染を実施する地域に限らず、全市民に対し除染の方針や手法、実施状況や除染効果、今後のスケジュール等に関する

きめ細やかな情報発信によりリスクコミュニケーションの一層の充実に努めるべきであります。

最後に、除染の進捗に関して、今回提言申し上げた内容が十分に反映されることを希望するものであります。また、あわせて、福島県の復興を推進するにあたり大前提となる除染について、これまで本県の除染実施市町村においては十分な連携がなされておりましたが、今後フォローアップ除染や再除染の基準の明確化や市町村の迅速な対応が可能となる制度の構築、必要な経費の確実な措置などにあたって、県内の各市町村との連携を図り、国に求めていくべきであります。

特措法施行に関する費用は最終的には原因者である東京電力へ求償する仕組みとなっておりますが、必要な除染が確実に実施できるよう、国は責任を果すべきであります。

以上、総務分科会における調査事項の結果につきまして申し述べましたが、これらの調査した結果に基づき、関係意見書に関する議案の提出を用意しておりますことを申し添えます。

続いて、任期中最後の定例会議にあたり、これまでの当特別委員会の調査活動について申し上げます。

当特別委員会は、平成23年8月、東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を行うため、議長を除く全議員の構成により設置され、常任委員会と同一の構成による4つの分科会を設置した上で、市当局ほか関係機関等のご協力を得ながら、本市の復旧・復興に資するため、詳細かつ専門的な調査活動を行ってまいりました。

その主な調査の内容としては、主として住宅除染に係る除染事業の迅速化について、本市における原子力災害に関する損害賠償請求等について、未来を担う子供たちを育成する環境整備について、学校における防災教育について、本市地域経済復興再生のための再生可能エネルギーの活用策について、水田・畑地・果樹園地の除染及び観光・農産物等の風評被害対策について、下水汚泥の減容化と一時保管及び市道の効果的な除染方法について、震災以後の公園整備について等であります。

当特別委員会による調査活動の結果といたしましては、総務分科会、文教福祉分科会、経済民生分科会、建設水道分科会の各調査に基づき、計8回の委員長報告を行い、国に対する意見書21件、東京電力に対する決議2件を本会議へ提出し、いずれも全会一致で可決されました。

この議決に基づき、福島市議会として、国に対して意見書を提出するとともに、意見書の内容を要望書として取りまとめ、直接的な要望活動として、平成24年1月23日には民主党幹事長、東日本大震災復興対策担当大臣、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省へ、平成25年8月1日には内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、復興庁へ、また、平成26年11月17日には復興庁へ提出しました。

また、これまで国の関係機関に対する意見書として提出したもののうち、平成24年1月及び平成25年8月の33項目に及ぶ要望事項の達成状況について、各分科会での検証作業を行い、いまだ解決に至っていない事項の整理を行い、特別委員会では実現に向けたさらなる対応を求める事項として21項目を決定いたしました。この結果に基づき、平成27年2月6日には本県選出の国会議員10名に対する要望活動を実施しました。

さらに、東京電力に対しては、平成26年11月17日、平成27年3月25日の計2回、決議書を提出いたしました。

また、本市の取り組みに対しては、市長に計7回、当特別委員会からの提言書を提出しており、市当局

においても地震災害からの復旧、復興と原子力災害による放射性物質への対策を最優先に位置づけ、総力を挙げて取り組まれております。

震災から4年3カ月が経過した現在も、福島市は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向け一路邁進しており、地震災害からの復旧は進んでおります。

しかしながら、原子力発電所事故によりもたらされた放射能問題に関する除染対策や子供たちを健全に育成するための環境整備、子供たちの甲状腺検査を含めた長期的な健康管理、さらには本市農産物の消費の低迷や価格の下落、精神的損害をはじめとした原子力災害に起因する賠償の適切な対応に関する問題など、市民生活や本市産業に対する直接的な影響は依然として大きく、当特別委員会で取り組みました調査の結果からも明らかとなっているとおり解決すべき課題は、いまだに山積しております。

福島市から放射能の影響を取り除き、市民の安全と安心を確保するとともに、本市基幹産業である農業、観光をはじめ商工業など、全ての産業に対する風評被害を払拭しなければ、東日本大震災及び原子力発電所事故からの真の復興はまだ道半ばであり、震災が終息したとはいえません。

今後においても、市外へ自主避難している市民の早期帰還に向けた環境整備を推進し、一日も早く震災以前の本来の姿を取り戻し、地域経済が活力に満ち、市民が安心して子供を生み育てられ、夢や希望を持ち、しあわせに暮らすことができる復興の実現と、福島市の未来に向けたさらなる発展のために、市民の皆様とともに本市議会は全力で取り組んでいく決意であることを申し添えまして、当特別委員会の報告といたします。